

4月1日から変更されたこと

4月1日から変更になった主な制度の変更点をいくつか簡単にまとめてみました。

●総額表示の義務化(消費税税込価格の表示)

対象となるもの

店頭不值札や棚札、メニュー・看板・ポスター等、カタログ・DM等での価格表示、
WEBサイト上の価格表示、広告宣伝上での価格表示

価格表示を消費税含んだ金額にすることが求められます。

総額表示例(総額11,000円) ○

11,000円、11,000円(税込)、11,000円(税抜価格10,000円)

11,000円(うち消費税額1,000円)

11,000円(税抜価格10,000円、消費税額1,000円)

総額表示に該当しない例(総額11,000円) ×

10,000円(税抜)、10,000円(本体価格)、10,000円+税

●改正高年齢者雇用安定法の施行

70歳までの就業機会の確保を企業の努力義務に

●税務関係書類における押印義務の見直し

納税者押印が必要とされてきた税務関係書類が基本的に押印不要

押印必要なもの:担保提供関係書類等の実印押印と印鑑証明が必要な書類

相続税及び贈与税の特例で、財産分割協議に関する書類

●社会保険関係の変更

受給:国民年金厚生年金支給額→物価連動制の適用で引下げ

納付:介護保険料、国民健康保険料負担増加

国民年金の保険料 月額16,540円→16,610円に増額